

○宇城市水道事業給水条例〔上下水道課〕

平成17年1月15日

条例第179号

改正 平成18年3月28日条例第13号  
平成18年12月25日条例第43号  
平成23年3月17日条例第6号  
平成25年3月12日条例第20号  
平成25年12月18日条例第48号  
平成26年3月14日条例第10号  
平成30年12月17日条例第37号  
令和元年9月25日条例第20号  
令和元年12月17日条例第33号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第11条—第21条）
- 第3章 給水（第22条—第29条）
- 第4章 料金及び手数料（第30条—第44条）
- 第5章 取締り（第45条—第50条）
- 第6章 貯水槽水道（第51条・第52条）
- 第7章 補則（第53条）
- 第8章 罰則（第54条・第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、宇城市水道事業、宇城市郡浦地区簡易水道事業、宇城市不知火東部地区簡易水道事業、宇城市松合地区簡易水道事業、宇城市塩浜地区簡易水道事業、宇城市豊野西部地区簡易水道事業及び宇城市上巢林地区簡易水道事業の給水についての料金並びに給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(用語の定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般用」とは、一般家庭において使用するものをいう。
- (2) 「営業用」とは、料理店、飲食店等で、営業の目的のために水道を使用するものをいう。
- (3) 「工業用」とは、物を生産加工する工場、会社等でその目的のために水道を使用するものをいう。
- (4) 「国、地方公共団体の機関等、小、中学校及び高等学校用」とは国、地方公共団体等又は小、中学校及び高等学校がその事務事業の用に水道を使用するものをいう。
- (5) 「船舶用」とは、船舶の用に供するものをいう。
- (6) 「臨時用」とは、土木、建築等に関する工事の施行その他の用途に一時的に水道を使用するものをいう。

(給水装置の種類)

第5条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 占用給水装置 一世帯又は1箇所て占用するもの
- (2) 共用給水装置 二世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消火栓のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により設置された消火栓以外のもの
- (4) 船舶給水栓 船舶に給水するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第6条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

(船舶給水の委託)

第7条 船舶給水装置は、市においてこれを所有し、第三者に委託することができる。

2 前項につき必要な事項は、市長が別に定める。

(管理人の選定)

第8条 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合、その他市長が必

要と認めるときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(家族等の行為に対する責任)

第9条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の管理)

第10条 給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第11条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、市長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設申込みの保留)

第12条 給水区域内であっても、配水管を敷設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第13条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(工事の施行)

第14条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工

事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合させなければならない。
- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第15条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（新設等の費用負担）

第16条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事費の算出方法）

第17条 市が施行する給水装置の工事の費用は、次の合算額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

#### 第18条 削除

(工事申込の取消し)

第19条 市長は、次の場合において、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(1) 必要書類を提出しないとき。

(2) 工事施行に際し、申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。

(第三者の異議についての責任)

第20条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更等の工事)

第21条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第22条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止するときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第23条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道メーターの設置)

第24条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

- 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第25条 メーターは、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを水道使用者等に設置させることができる。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。
  - (2) 1使用場所で2箇以上のメーターを必要とするとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定めるとき。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
  - 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第26条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を止めるとき。
  - (2) メーターの口径（以下「口径」という。）又は用途を変更するとき。
  - (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
  - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
  - (3) 消火栓を消防用に使用したとき。
  - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(水道使用者等の管理上の責任)

第27条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 市長は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(私設消火栓の使用)

第28条 私設消火栓は、消防若しくは消防の演習又は市長が特に認めた場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、市長の指定する市の職員の立会いを要する。

3 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、使用時間は10分を超えてはならない。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 市長は、給水装置、供給する水の水質又は水道メーターについて、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第30条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第31条 料金は、別表第1により算定した額とする。

(料金の算定)

第32条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の定例日を変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (5) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第34条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、第31条による。
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないときで使用日数が15日以内の場合は、基本料金の半額とし、その使用日数が16日以上の場合は、基本料金とする。

2 月の中途において、口径又はその用途に変更があった場合の料金は、その使用日数の多い口径又はその用途の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又はその用途の料金によって算定する。

(無届使用に対する認定)

第35条 前使用者の給水装置を市長に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第36条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を止めたとき精算する。

(用途その他の認定)

第37条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第38条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。

- 2 水道使用を止めた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。
- 3 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(料金の督促)

第39条 納期限までに料金及び手数料を完納しない場合は、市長は、納期限後20日以内に督促状を発行する。

2 前項の督促状に指定する期限は、発行の日から14日以内とする。

(加入金)

第40条 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込者は、次に定める金額を加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 別表第2に定める額
- (2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメ

ーターの口径に対応する前号に規定する額を控除した額

- 2 共同住宅に設置する給水装置の新設、改造及び増設（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額を加入金として納入しなければならない。
  - (1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に前項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額
  - (2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に前項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額
- 3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。
- 4 加入金は、給水装置工事の申込みの際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。
- 5 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は加入金を減額し、又は免除することができる。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けているとき。
  - (2) 市長が、特別の理由があると認めたとき。
- 6 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。  
（手数料）

第41条 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

第42条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 給水工事設計審査を受けるとき 1回につき 1,000円
  - (2) 指定給水装置工事事業者の指定及び更新をするとき 1件につき 10,000円
  - (3) 材料検査をするとき 1回につき 500円
  - (4) 竣工検査をするとき 1回につき 1,000円
- 2 前項の手数料は、申請の際に徴収し、既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。  
（開発等に伴う工事負担金）

第43条 市長は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするとき

は、当該申込者から配水管等施設の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、市長が別に定めるところにより、当該配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第44条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

#### 第5章 取締り

(給水装置の検査等)

第45条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第46条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(停水処分)

第47条 次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水装置の工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水の停止)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理

由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が第17条、第21条第2項、第24条第4項の工事費、第27条第2項の修繕費、第31条の料金、第40条の加入金、第42条の手数料その他この条例により納付する金額を指定期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者等が、正当な理由がなくて第33条の使用水量の計量又は第45条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(給水装置操作の禁止)

第50条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、市の職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第51条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第52条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第8章 罰則

(料金を免れた者に対する過料)

第54条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第11条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕又は撤去したもの
- (2) 正当な理由がなく第21条の給水装置の変更の工事施工、第24条のメーターの設置、第33条の使用水量の計量、第45条の検査又は第46条若しくは第48条の給水の停止を拒み、又は妨げたもの
- (3) 第26条第2項の給水装置の管理義務を著しく怠ったもの

第55条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三角町水道事業給水条例(平成10年三角町条例第1号)、松橋町上水道給水条例(平成10年松橋町条例第11号)又は小川町水道事業給水条例(平成10年小川町条例第13号)(以下これらを、「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月28日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第43号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の宇城市水道事業給水条例別表第1の1—(2)の表の規定は、同条の規定の施行の日以後の直近の定例日以後の使用水量に係る水道料金について適用する。

附 則 (平成25年3月12日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇城市水道事業給水条例別表第1の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日以後の使用水量に係る水道料金について適用する。

附 則 (平成25年12月18日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(消費税率に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例の改正後の宇城市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成26年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月17日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日条例第20号)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(消費税率に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の宇城市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年12月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第31条関係)

1 宇城市三角上水道の給水区域

口径・種別	料金		超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金		
13mm	6m <sup>3</sup> まで	1,560円	268円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ る。
20mm	25m <sup>3</sup> まで	6,600円	270円	
25mm	50m <sup>3</sup> まで	13,450円	275円	
30mm	75m <sup>3</sup> まで	20,580円	275円	
40mm	125m <sup>3</sup> まで	34,300円	275円	
50mm	250m <sup>3</sup> まで	68,610円	275円	
75mm	500m <sup>3</sup> まで	137,230円	275円	
用途別	船舶給水	1m <sup>3</sup>	275円	
	臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,770円	

(注) 10円未満切捨て

2 宇城市松橋・小川上水道の給水区域

(1) 専用給水装置

ア 上水道区域

口径・種別	料金		基本料金 (1箇月につき)	超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金			
13mm	7m <sup>3</sup> まで	1,560円	232円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ る。	
20mm	10m <sup>3</sup> まで	2,270円	234円		
25mm	25m <sup>3</sup> まで	5,800円	239円		
30mm	30m <sup>3</sup> まで	7,120円	244円		
40mm	40m <sup>3</sup> まで	9,710円	249円		
50mm	50m <sup>3</sup> まで	12,400円	254円		
75mm	75m <sup>3</sup> まで	19,000円	260円		
100mm	100m <sup>3</sup> まで	25,870円	265円		

(注) 10円未満切捨て

イ 飲料水供給区域

口径・種別	料金		基本料金 (1箇月につき)	超過料金1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金		
13mm	8m <sup>3</sup> まで	1,350円	169円	
20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,720円	171円	

(注) 10円未満切捨て

(2) 共用給水装置

ア 上水道区域

基本料金 (1箇月につき)		超過料金1m <sup>3</sup> につき
水量	料金	
7m <sup>3</sup> まで	1,560円	232円

(注) 10円未満切捨て

イ 飲料水供給区域

基本料金 (1箇月につき)		超過料金1m <sup>3</sup> につき
水量	料金	

8m <sup>3</sup> まで	1,350円	169円
--------------------	--------	------

(注) 10円未満切捨て

(3) 臨時使用料

臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,730円	347円
---------	--------------------	--------	------

(注) 10円未満切捨て

3 宇城市郡浦地区簡易水道の給水区域

口径・種別	料金		基本料金 (1箇月につき)	超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金			
13mm	7m <sup>3</sup> まで	1,250円	179円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ る。	
20mm	50m <sup>3</sup> まで	9,100円	181円		
25mm	100m <sup>3</sup> まで	18,750円	187円		
30mm	150m <sup>3</sup> まで	28,120円	188円		
40mm	250m <sup>3</sup> まで	46,870円	188円		
50mm	500m <sup>3</sup> まで	93,750円	188円		
75mm	1,000m <sup>3</sup> まで	187,510円	188円		
臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,770円	357円		

(注) 10円未満切捨て

4 宇城市不知火町簡易水道の給水区域

(東部地区簡易水道、松合地区簡易水道、塩浜地区簡易水道)

(1) 専用給水装置

口径・種別	料金		基本料金 (1箇月につき)	超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金			
13mm	8m <sup>3</sup> まで	1,250円	169円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ る。	
20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,580円	171円		
25mm	25m <sup>3</sup> まで	4,100円	176円		
30mm	30m <sup>3</sup> まで	5,080円	181円		
40mm	40m <sup>3</sup> まで	6,990円	187円		
50mm	50m <sup>3</sup> まで	9,000円	192円		
臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,770円	357円		

(注) 10円未満切捨て

(2) 共用給水装置（1世帯につき）

基本料金（1箇月につき）		超過料金1m <sup>3</sup> につき
水量	料金	
8m <sup>3</sup> まで	1,250円	169円

（注）10円未満切捨て

5 宇城市豊野町簡易水道の給水区域

（西部地区簡易水道）

(1) 専用給水装置

口径・種別	基本料金（1箇月につき）		超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金		
13mm	8m <sup>3</sup> まで	1,840円	242円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ る。
20mm	10m <sup>3</sup> まで	2,320円	244円	
25mm	25m <sup>3</sup> まで	5,930円	249円	
30mm	30m <sup>3</sup> まで	7,280円	254円	
40mm	40m <sup>3</sup> まで	9,930円	260円	
50mm	50m <sup>3</sup> まで	12,670円	265円	
臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,770円	357円	

（注）10円未満切捨て

(2) 共用給水装置（1世帯につき）

基本料金（1箇月につき）		超過料金1m <sup>3</sup> につき
水量	料金	
8m <sup>3</sup> まで	1,840円	242円

（注）10円未満切捨て

（上巢林地区簡易水道）

(1) 専用給水装置

口径・種別	基本料金（1箇月につき）		超過料金1m <sup>3</sup> につき	備考
	水量	料金		
13mm	8m <sup>3</sup> まで	1,250円	169円	本表に定めなき 料金は市長の定 めるところによ
20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,580円	171円	
25mm	25m <sup>3</sup> まで	4,100円	176円	

30mm	30m <sup>3</sup> まで	5,080円	181円	る。
40mm	40m <sup>3</sup> まで	6,990円	187円	
臨時用・その他	5m <sup>3</sup> まで	1,770円	357円	

(注) 10円未満切捨て

(2) 共用給水装置 (1世帯につき)

基本料金 (1箇月につき)		超過料金1m <sup>3</sup> につき
水量	料金	
8m <sup>3</sup> まで	1,250円	169円

(注) 10円未満切捨て

別表第2 (第40条関係)

メーターの口径	加入金の額	備考
13mm	102,800円	本表に定めな き料金は市長 の定めるとこ ろによる。
20mm	129,600円	
25mm	172,800円	
30mm	216,000円	
40mm	259,200円	
50mm	432,000円	
75mm	864,000円	
100mm	1,404,000円	
150mm	2,052,000円	